

# 改正女性活躍推進法等説明会

女性活躍推進法等が改正され、従業員101人以上の企業における情報公表義務が拡大されるほか、企業におけるハラスメント対策が強化されるなど、より一層女性が活躍できる職場環境の整備が求められています。

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

## 日時

2026年

2月16日(月)

14:00～16:00

## 会場

グランシップ静岡 会議ホール 風  
静岡市駿河区東静岡2-3-1

## 対象

企業の人事・労務担当者、経営者の方 など

## 申込方法

二次元コードを読み取りホームページ  
からお申込みください



申込締切：2月9日(月)

<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

## 改正内容等のポイント

### (1) 女性の活躍推進

法の有効期限が延長されます

令和8年3月31日から10年間延長され令和18年3月31日までとなります。

情報公表の義務が拡大されます

✓ 男女間の賃金差異 (301人以上から101人以上の企業に拡大)

全労働者を対象とした男女の賃金の差異を算出し、公表する必要があります。

✓ 女性管理職比率 (101人以上の企業に義務付け)

管理職に占める女性労働者の割合を算出し、公表する必要があります。

### (2) ハラスメント対策の強化

事業主の防止措置が義務となります

✓ カスタマーハラスメント

顧客等からの著しい迷惑行為により従業員の就業環境が害されることのないよう措置を講じることが求められます。

✓ 求職者等へのセクシュアルハラスメント

いわゆる「就活セクハラ」を防止するための措置が義務化されます。

### (1) について個別に相談したい時は

「民間企業における女性活躍推進事業」の専門家派遣をご利用ください

- 何から手をつければ良いか、具体的な進め方がわからない
- 女性活躍の他社の取り組み事例を参考にして、自社に活かしたい
- 行動計画の策定や情報公表の具体的な方法を知りたい



ご相談はこちから



説明会に関するお問い合わせはこち

静岡労働局雇用環境・均等室



054-252-5310

受付時間：平日 8:30～17:15 (年末年始、祝日除く)

### (3) 静岡県カスタマーハラスメント防止条例

令和8年4月1日から条例が施行されます

✓ 基本理念

社会全体でカスタマーハラスメントの防止を図ります。

就業者と顧客等が対等の立場において相互に尊重することが求められます。

✓ カスタマーハラスメントの禁止

何人も、あらゆる場において、カスタマーハラスメントを行ってはならないとされます。